安心確保のためのきのこ生産標準 認証案内書

~申請手続きについて~

財団法人 日本きのこ研究所

目次

Ι.	認証案内 ・・・・・・・・ 1
格	器証の対象と範囲 / 認証期間と更新 / 認証を受ける生産者・業者の資 なと条件 / 認証の申請 / 認証後の業務 / 運営業務 / 認証の費用 / 認 説期間中の新規加入
	基本料金表 ・・・・・・・・・5
Π.	運営業務規定 ・・・・・・・7
ш.	指定書類様式と記入方法 ・・・・・・12
IV.	指定書類様式一覧・・・・・・・・・16

I. 認証案内

1.(財)日本きのこ研究所の「安心確保のためのきのこ生産標準」に基づくきのこ認証の対象と範囲。

菌床生産、ほだ木生産、きのこ生産及びきのこの出荷までの生産工程に対する認証で、その工程を稼働する生産者、集荷、出荷業者が対象になります。認証マークは本標準に従って生産されたきのこの証で、個々のきのこについて安全を保証するものではありません。認証された生産工程において、生産出荷されるきのこが認証マーク使用の範囲として扱えます。

2. 認証期間と更新。

認定日から1年間。更新する場合は認証期間終了の3ヶ月前までに更新手続きを申請しなければならない。

3.(財)日本きのこ研究所の「安心確保のためのきのこ生産標準」に基づくきのこの認証を受ける生産者、業者の資格と条件。

◆生産者

きのこ生産を主たる経営とする者で、その実務に直接携わることのでき、該当するきのこ生産の最高責任者をいう。申請にあたり、かかる生産地不動産の所有者、運営資金の共同出資者等は責任者に含まれない。

◆業者

菌床、ほだ木の生産からきのこの包装、出荷までで、きのこ生産以外の業務を経営する最高責任者をいう。きのこの共同集荷選別出荷場など、きのこ生産者と異なる経営代表者を示す。

4. 「安心確保のためのきのこ生産標準」に基づく認証の申請。

申請しようとする者は所定様式の認証登録申請書、申請調査表、審査同意書に記入し、(財)日本きのこ研究所に申請しなければならない。

1) 認証をとるための準備

認証には個人認証とグループ認証があります。グループ認証には共同の集荷、 出荷場を有していることが条件です。個人で生産出荷している生産者だけでの グループはグループ認証を申請することはできません(それぞれ個人認証の申 請になります)。

グループ認証では「安心確保のためのきのこ生産標準」に従って生産管理ができるように体制を整えて下さい。まずグループ全体の責任者(代表者)と①

菌床(ほだ木)製造、②きのこ生産、③きのこ集荷・出荷(小分け)の工程別に管理責任者を決めて下さい。

管理責任者の役割として、(財)日本きのこ研究所の求めに応じて担当工程の 業務報告の提出(年1回程度)と調査への協力があります。

2) 認証の申請

申請書類をホームページで提供しています。または直接申し込んでいただいても申請書類を送付します。申請書類は認証登録申請書、申請調査表、審査同意書の3種類です。申請方法は運営業務規定(P7)及び申請書類と記入方法(P12)をお読み下さい。

3) 1次書類審査

(財)日本きのこ研究所は申請書類について 1 次書類審査を行い、本標準を 実施できる可能性があると判定した場合は、さらに 2 次書類審査のための栽培 現況調査表を送付します。栽培現況調査表には必要事項を記入し、直ちに(財) 日本きのこ研究所に送って下さい。

4) 2次書類審查

栽培現況調査表について書類審査を行います。栽培現況調査表の記入内容に問題がなければ、次の現地審査の日程について代表者と直接話し合い、現地審査日を決めます。

同時に現地審査のための本標準の実施試行期間に入ります。期間は菌床しいたけで、きのこ発生、出荷のある時期を含む2ヶ月間、原木しいたけは同様に3ヶ月間です。現地審査は一般的にこの期間内に実施できるように日程の調整を行います。

5) 現地審查

前もって打ち合わせた日程に従い現地での審査を実施します。現地審査で不備な点があった場合は改善指示書を後日送付します。

6) 認証

改善指示に従って、改善されたことを指定の書面で提出します。(財)日本きのこ研究所は認証登録審査会を開き、認証の可否を判定します。「安心確保のためのきのこ生産標準」に基づく生産工程であると認められた場合は1ヶ月以内に書面をもって通知します。同時に認証後業務の同意書に捺印することで本認証審査は終了します。

【認証の基準】

- ※グループの管理責任者が配備された組織体制になっていること。
- *「安心確保のためのきのこ生産標準」もしくは(財)日本きのこ研究所が「安心確保のためのきのこ生産標準」と同等と認定した生産システムに従って必須チェックシート、必須記録帳の必要事項が記入、保管されていること。あるいは必要事項に相当する記録があること。
- ※(財)日本きのこ研究所が対象となる原料、原水の重金属分析を実施したとき、本標準に示す基準値以下の値であること。

7) 不登録

1次書類審査から現地審査までで何らかの不備があり、改善の見込みがないと判断された場合は審査段階ごとに書面をもってその理由とともに通知します。

8) 認証マークの使用

認証された生産システムで生産されたことを示す認証マーク(下図)が使用できます。本認証の生産システムから一部でも外れるようなきのこは対象外になりますので認証マークの使用は認められません。



* (MR 文字の背景になる、内円の内側部分は黄色です)

認証審査に合格し、認証後業務同意書を提出された方には、認証登録通知書と ともにこの認証マークの清刷をお渡しします。シール、容器等への印刷にご利 用下さい。

9) 技術指導

2次書類審査後から「安心確保のためのきのこ生産標準」実施のための技術指導を申し受けます。

5. 認定後の業務

認証の証である認証マークを使用できます。(財)日本きのこ研究所の要請により、現地調査および指定書類の提出(コピー)が1回以上あります。他に情報公開のための資料の提出に協力していただきます。

6. 運営業務

「安心確保のためのきのこ生産標準」の認証システムの運営は財団法人日本きのこ研究所の運営業務規定に従い運営されるものとする。

7. 認証期間中の新規加入

グループ認証では、認証期間中の新規のグループ構成員の加入は認められません。個人申請するか、グループの認証期間が終了する更新時に、加わってグループ申請して下さい。

8. 認証の費用

基本料金表(別表 1) に示します。申請料と書類審査料は申請時費用として扱いますので、申請書類と同時に振り込んで下さい。以後の料金は審査終了後に請求いたします。

【振込先】 群馬銀行桐生支店 普通預金 012612

9. 認証に関する問い合わせ

【問い合わせ先】

〒376−0051

群馬県桐生市平井町8番1号 財団法人 日本きのこ研究所 TEL 0277-22-8165 FAX 0277-46-0906

基本料金表

1. 初年度料金

申請形態	人員・規模等	認証登録審査料			
中间沙透	八貝 机快节	申請料	書類審査料	現地審査料	登録料
	菌床:3万床まで 原木:2万本まで	10,000	15,000	32,000	10,000 (15,000)
単独(個人または法人)	菌床:3万超~10万床 原木:2万超~6万本	10,000	20,000	32,000	10,000 (15,000)
	菌床:10万超~20万床 原木:6万超~20万本	10,000	25,000	32,000	10,000 (15,000)
	2~10名	35,000	25,000 (50,000)	32,000	10,000 (15,000)
グループ(但し原木20万 本、菌床100万床以内)	11~20名	40,000	30,000 (60,000)	32,000	10,000 (15,000)
	21~30名	75,000	35,000 (70,000)	32,000	10,000 (15,000)

2. 次年度以降料金

申請形態	人員・規模等	登録更新料			
中间沙思	八貝 祝快寺	申請料	書類審査料	現地審査料	登録料
	菌床:3万床まで 原木:2万本まで	6,000	7,000	32,000	5,000 (7,500)
単独(個人または法人)	菌床:3万超~10万床 原木:2万超~6万本	6,000	10,000	32,000	5,000 (7,500)
	菌床:10万超~20万床 原木:6万超~20万本	6,000	12,000	32,000	5,000 (7,500)
	2~10名	23,000	12,000 (24,000)	32,000	5,000 (7,500)
グループ(但し原木20万 本、菌床100万床以内)	11~20名	25,000	15,000 (30,000)	32,000	5,000 (7,500)
	21~30名	50,000	17,000 (34,000)	32,000	5,000 (7,500)

注意:1、2における()内については、原木、菌床両方の栽培形態を申請する場合の金額です。

3. 上記1、2以外の料金

申請形態	人員·規模等	その他の 指導料
一律		32,000

- * 人員・規模等欄について、菌床は年間仕込数または年間購入数、原木は保有 ホダ木本数が基準となります。なお、菌床については菌床重量、形態を問わ ない数量です
- * 単独の申請において原木で20万本、菌床で20万床を超える規模の方については別途見積もりさせていただきます。
- * グループ申請で30名を超える場合または原木で20万本、菌床で100万床を超える規模の場合は別途見積もりさせていただきます。
- * 「現地審査料」ならびに「その他の指導料」については、一人の検査員が一 日現地に赴く場合の金額です。検査員の人数については当財団が判断し決定 させていただきます。宿泊(前・後泊含む)、交通費については実費を申し受 けます。また、現地審査の中で必要となった経費についても実費負担にてお 願いいたします。
- * 「その他の指導料」は、認証に関わる審査以外の現地出向費用です。
- * 基本料金表は、経済事情の変化その他の事情により改定する場合がありますのでご了承願います。

Ⅱ.業務規定

運営業務規定

運営機関名:財団法人日本きのこ研究所

(目的)

第1 この業務規定は、安心確保のためのきのこ生産標準に基づいた認証システムの運営業務について定める。

(運営方針)

- 第2 財団法人日本きのこ研究所(以下「きのこ研」という。)が行う認証システム運営業務方針は、次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行うものとする。
 - (1) システム運営に関わる業務を公明、公正および迅速に行う。
 - (2) システム運営の信頼性確保のため、調査能力の維持および向上に努める。
 - (3) システム運営の客観性および公平性を保つ。

(責務)

- 第3 きのこ研は、公益法人として認証システムの運営業務を行うものとする。
 - 2 きのこ研は、与えられた権限を適正に行使するとともに、きのこ研が行うすべての認証システム運営業務に責任を負うものとする。

(運営業務を行う者の職務)

- 第4 運営業務を行う者の職務は、申請時の書類審査、生産者への試行期間中の現地審査、表示の適正使用の調査、登録者への技術指導、重金属等の検査とする。
 - 2 きのこ研の理事長は、運営業務を行う者を任命し、その任命を受けた者は公正に業務を行うものとする。

(運営業務内容の機密保持)

第5 運営業務を行う者は、業務遂行上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益に使用してはならない。

(業務時間)

第6 きのこ研が運営業務を行う時間は、9時から17時までとする。

2 休業日は、土、日曜日、国民の祝日、年末の12月29日~31日まで、並びに年始の1月1、2、3日及びきのこ研が定める休日とする。

(認証の対象)

第7 きのこ研は、安心確保のためのきのこ生産標準に適合する生産システム について認証登録を行うものとする。すなわち、その生産システムから 生産される生しいたけ、なめこ、まいたけ、ひらたけ、くりたけなどの 生きのこが認証マーク使用の範囲となる。

(申請者の認証・登録の申請方法)

- 第8 きのこの認証登録を受けようとするもの(以下「申請者」という)は安 心確保のためのきのこ生産標準認証システムに基づく認証登録申請書 (様式01)、申請調査表(様式02~09)、審査同意書(様式11)及びその 他必要な書類を添付して申請するものとする。
 - 2 登録番号は、品目番号2桁、登録順番号3桁とする。
 - 3 2年目以降の登録更新は、安心確保のためのきのこ生産標準認証登録更 新申請書(様式10)を提出する。

(審査料)

- 第9 きのこ研は、当該申請者から別表 1 に定める認証登録審査料を受領する ものとする。
 - 2 2年目以降の登録更新時の登録更新料は別表 1 に定める登録更新料を受 領するものとする。

(書類審査)

- 第10きのこ研は申請書類を受理後、直ちに本標準が実施できる可能性について審査を開始するものとする。
 - 2 書類審査の結果は審査終了後2週間以内に書面をもって通知する。

(試行期間・現地審査)

- 第11書類審査が条件を満たした場合、一定期間の本標準の試行期間を設定し、 現地審査の日程を通知するものとする。
 - 2 現地審査は試行期間終了日の10日前から実施できるものとする。
 - 3 現地審査において不備、不足が見られた場合は改善の指示(改善指示書) を通知するものとする。改善指示の通知があった場合は、期日までに改 善し、書面(改善実施書)で改善内容をきのこ研に提出しなければなら

ない。

4 現地審査は改善内容報告の内容審査も含めて現地審査報告書とする。

(きのこ研理事長)

- 第12きのこ研の理事長は、認証登録申請書類の受理後、直ちに認証登録審査 会を設置するものとする。
 - 2 きのこ研の理事長は、認証登録申請の受理にあたっては申請の内容を十分に確認し、認証登録審査会に諮り、申請内容が登録基準に適合すると認められた場合は、登録番号を決めて登録し、申請者に対して、認証登録通知書を通知するとともに、併せてその内容をホームページで公開するものとする。
 - 3 ホームページへの公開内容については、認証登録審査会等の意見等を反映し適宜見直しながら行うものとする。
 - 4 申請内容が不適当と判断されたときは、その理由とともに不登録通知書を通知する。

(認証登録審查会)

- 第13認証登録審査会は認証登録申請書類の審査を速やかに実施し、申請者の 試行期間、現地審査等の設定をするものとする。
 - 2 認証登録審査会は、登録申請書及び現地審査報告書に基づき、認証の可 否の判定を行い、きのこ研理事長に報告するものとする

(認証後の現地確認)

- 第14きのこ研の理事長は、生産の現地確認のための調査員を定める。
 - 2 調査員は、登録されたきのこに関する栽培管理状況(農薬の使用状況、 菌床・ほだ木製造原料の使用状況、栽培管理、衛生管理等の記録状況等) について、現地確認を行い、その確認結果を現地確認報告書により、き のこ研の理事長に提出するものとする。

(実績報告)

第15申請者は、認証された工程において生産された、きのこの1年間の出荷・ 販売実績書(様式13)、表示票使用実績報告書(様式14)を添付してき のこ研に提出するものとする。

(登録・認証の変更又は中止)

第16申請者は、第8による認証登録申請書及び添付書類の記載事項に変更が

- 生じたときは、遅滞なく認証登録変更申請書(様式 15)及び変更に関わる添付書類を提出するものとする。
- 2 登録を中止する場合は、登録中止届 (様式 16) の関係書類等を添付して 提出させるものとする。
- 3 きのこ研は、第1項の変更申請があったときは、登録基準に適合するか 否かを認証登録審査会で審査し、適合する場合は申請者に承認を書面で 通知するものとする。

(取り消し等)

- 第17きのこ研は、適正でない行為に対しては改善の指示ができるものとする。 また、認証登録審査会を開催し、次のいずれかに該当し、適正でないと 判断されたときは、その認証登録を取り消すものとする。
 - (1) 改善の指示に従わないとき
 - (2) 不正な手段により認証登録申請を行い、認証を受けたとき
 - (3) 生産者が現地確認等に協力しないか又は応じないとき
 - (4) 記録に事実と異なる記載が認められたとき
 - (5) 表示票を不正に使用したとき
 - (6) 本標準と著しく異なる行動があったと認められたとき
 - (7) 認定後の業務が実施されなかった場合
 - (8) 社会道徳に反する行動や社会的に違法と認められる行動があった場合
 - (9) 規定の認証費用が期日まで支払われなかった場合
 - (10) その他きのこ研が認証登録取り消しを妥当と判断したとき
 - 2 きのこ研は、前項の規定により認証登録を取り消すときは、その理由を付し申請者に認証登録取消通知をするものとする。
 - 3 きのこ研は、前項の規定により認証登録を取り消したときには、取り消 しの日から 1 年間、当該生産者・団体に関る認証登録を行わないことが できるものとする。

(重金属等の検査)

第18きのこ研は、必要に応じて認証登録をした生産工程における原料、水等 の重金属の検査を行うものとする。

(内部監查体制)

第19きのこ研は認証登録に関わる審査に対する内部監査を毎年行うものとする。

(帳簿類の保存指示)

第20きのこ研は、当該認証・登録に関わる帳簿、記録等を3年間生産者等に 保存させるものとする。

(その他)

第21この規定に定めるほか、運営業務に関し必要な事項は、別にきのこ研の 理事長が定める。

附則

この運営業務規定は、平成18年7月1日から施行する。

皿. 指定書類様式と記入方法

1.申請書類と記入方法

認証を希望する方は、安心確保のためのきのこ生産標準認証システムに基づき、指定様式の申請書に必要事項を記入のうえ、添付資料とともに側日本きのこ研究所へ提出して下さい。また、同時に申請料及び書類審査費用をお支払い下さい。

(様式 01) 認証登録申請書

認証登録のための申請書です。提出の際には、必要な書類を作成し添付して下さい。添付資料の欄に、添付するすべての書類の様式番号とそれぞれの枚数を記入して下さい。

(様式 02-1 及び02-2) グループ構成員名簿

グループを構成する者の名簿です。先ず様式 02-1 の構成員記入欄の番号 1 には、共同の出荷場を記入して下さい。 2 以下に構成員すべてを記入します。それぞれが行っている工程を区分表により選択し対象工程の欄に記入して下さい。複数の工程を行っている場合は当てはまる全てを記入します。

ほだ木・菌床製造、きのこ生産、共同出荷場の工程毎に管理責任者を選定し 管理責任者欄に記入して下さい。

構成員が7名を超える場合は様式02-2を使用し順次記入します。17名を超える場合は、様式02-2を複写し記入して下さい。なお、構成員に付記する番号は通し番号として下さい。

(様式 03) グループ申請用原木栽培生産設備概要

原木接種・ほだ化の工程を行う者及び、ほだ木作りを行いきのこの生産も行っている者は各自記入して下さい。

(様式 04) 個人申請用原木栽培生産設備概要

原木栽培で個人申請する方の生産設備関連の記入用紙です。原木の手配からほだ木作り、きのこの生産を行う者が記入します。

(様式 05) グループ申請用菌床栽培生産設備概要

菌床の製造工程を行う者及び、菌床の製造工程を行いきのこの生産も行っている者は各自記入して下さい。

(様式 06) 個人申請用菌床栽培生產設備概要

購入菌床のみでのきのこ生産の場合、仕込み工程項目の記入は不要です。

(様式 07) きのこの選別・出荷関連設備

きのこ生産者できのこの選別・包装も行う者及びきのこの共同出荷場の責

任者は記入して下さい。

(様式 08) 生産設備配置図

主要な設備(接種場、ほだ化ハウス、菌床仕込み設備、培養設備、発生舎、 浸水槽、選別・包装設備、保管庫など)がある敷地内における各設備の位置を 記入した図面を描きます。特に敷地内に廃棄ほだ木や廃棄菌床の置き場がある 場合は記入して下さい。また、同じ敷地内できのこ生産以外の事業(農業、工 業など)を営んでいる場合にも記入して下さい。

認証登録更新届け出のときは、生産設備の変更や敷地内環境が著しく変わった場合などに提出して下さい。

(様式 09) 生産施設(前項の生産設備のある敷地)周辺図

施設を中心に半径 0.5~1.0 kmを目安にして下さい。周辺に畜産施設や工場などがある場合記入して下さい。また、中心施設から離れた場所にあるほだ場などがあれば記入して下さい。認証登録更新届け出のときに、周辺の状況が著しく変わった場合などには提出して下さい。

(様式 10) 認証登録更新申請書

認証登録を更新する場合に、必要書類とともに提出してください。

(様式 11) 審査同意書

認証登録申請にあたっての同意書です。グループでの申請の場合は代表者が、住所、氏名を記入し捺印して申請書に添付して下さい。

(様式 12) 認証後業務同意書

審査終了後提出していただきます。グループでの申請の場合、代表者が住所、 氏名を記入し捺印して下さい。この同意書の提出をいただいた後認証登録通知 書を送付します。

2. その他報告書・届出書等

(様式 13) 出荷・販売実績報告書

認証期間中の出荷・販売実績を報告していただきます。 関日本きのこ研究所より適切な時期に連絡します。 記入のうえ送付してください。

グループの場合は、きのこ生産を行っている者全員が個別に作成し報告して下さい。また、共同出荷場の管理責任者は共同出荷量を報告して下さい。

(様式 14) 表示票使用実績報告書

認証期間中の表示票使用実績を報告していただきます。側日本きのこ研究所より適切な時期に連絡します。記入のうえ送付してください。グループの場合は、グループとしての報告です。代表者が作成して下さい。

(様式 15) 認証登録変更申請書

認証登録申請書、対象きのこ及び生産工程に変更が生じた場合関係書類を添付し提出して下さい。

(様式 16) 認証登録中止届出書

認証登録を中止する場合に、中止の理由を記入のうえ、関係書類を添付し提出して下さい。

(様式 17) 接種原木内容証明と内容調査への同意書

接種原木を購入しきのこの生産に使用する場合に、購入ロット毎に接種原木製造業者に作成してもらい、認証登録申請書に添付し提出して下さい。

(様式 18) 菌床内容証明と内容調査への同意書

菌床を購入しきのこの生産に使用する場合に、購入ロット毎に菌床製造業者 に作成してもらい、認証登録申請書に添付し提出して下さい。

3. 認証登録申請及び更新申請において必要な書類

栽培方法やグループ、個人によって、必要な書類は若干異なります。下記の表を参照し必要な様式に記入し提出して下さい。なお、原木栽培と菌床栽培の両方を行っている者は、それぞれについて必要な様式に記入して提出して下さい。

1) 認証登録申請

申請者	必要な指定様式	必要数
個人	(様式 01)認証登録申請書	1
	(様式 04)個人申請用原木栽培生産設備概要	1
	(様式 06)個人申請用菌床栽培生産設備概要	1
	(様式 07)きのこの選別・出荷関連設備	1
	(様式 08)生産設備配置図	1
	(様式 09)生産施設(08 の設備のある敷地)周辺図	1
	(様式 11)認証登録審査同意書	1
	(様式 17)接種原木内容証明と内容調査への同意書	該当ロッ
	(様式 18) <u>菌床内容証明と内容調査への同意書</u>	ト毎
グループ	(様式 01)認証登録申請書	1
	(様式 02-1,2) <u>グループ構成員名簿</u>	1
	(様式 03)グループ申請用 <u>原木栽培生産設備概要</u>	該当員数
	(様式 05)グループ申請用 <u>菌床栽培生産設備概要</u>	"
	(様式 07)きのこの選別・出荷関連設備	"
	(様式 08)生産設備配置図	"
	(様式 09)生産施設 (08 の設備のある敷地) 周辺図	"
	(様式 11)認証登録審査同意書	1
	(様式 17)接種原木内容証明と内容調査への同意書	該当ロッ
	(様式 18) <u>菌床内容証明と内容調査への同意書</u>	ト毎
個人	(様式 12)認証後業務同意書	1
グループ	審査終了後認証登録が決まったときに提出	

2) 認証登録更新申請

申請者	必要な指定様式	必要数
個人	(様式 04)個人申請用原木栽培生産設備概要	1
	(様式 06)個人申請用菌床栽培生産設備概要	1
	(様式 07) <u>きのこの選別・出荷関連設備</u>	1
	(様式 10)認証登録更新申請書	1
	(様式 08) <u>生産設備配置図</u> *	1
	(様式 09)生産施設 (08 の設備のある敷地) 周辺図*	1
グループ	(様式 02-1, 02-2) <u>グループ構成員名簿</u>	1
	(様式 03)グループ申請用 <u>原木栽培生産設備概要</u>	該当員数
	(様式 05)グループ申請用 <u>菌床栽培生産設備概要</u>	"
	(様式 07) <u>きのこの選別・出荷関連設備</u>	"
	(様式 10)認証登録更新申請書	1
	(様式 08) <u>生産設備配置図</u> *	該当員数
	(様式 09) 生産施設 (08 の設備のある敷地) 周辺図*]]

*大幅な施設の変更や環境の変化などがあった場合には、(様式 08):生産設備配置図及び(様式 09):生産施設周辺図を添付して下さい。

生産設備の仕様、生産規模、生産施設の立地環境により、管理対象や管理重要度が、本標準のモデルケースと異なる場合があります。

(財)日本きのこ研究所では申請された内容をもとに検討を行い、「安心確保のためのきのこ生産標準」を実行するための適切な管理方法を考えます。現状を正確に記入して下さい。

Ⅳ. 指定書類様式一覧

様式No. 書 類 名

(様式 01) 認証登録申請書

(様式 02-1) グループ申請用 グループ構成員名簿

(様式 02-2) "

(様式 03) グループ申請用 原木栽培生産設備概要

(様式 04) 個人申請用 原木栽培生産設備概要

(様式 05) グループ申請用 菌床栽培生産設備概要

(様式 06) 個人申請用 菌床栽培生産設備概要

(様式 07) きのこ選別・出荷関連設備

(様式 08) 生産設備配置図

(様式 09) 生産施設周辺図

(様式 10) 認証登録更新申請書

(様式 11) 認証登録審查同意書

(様式 12) 認証後業務同意書

(様式 13) 出荷・販売実績報告書

(様式 14) 表示票使用実績報告書

(様式 15) 認証登録変更申請書

(様式 16) 認証登録中止届出書

(様式 17) 接種原木内容証明と内容調査への同意書

(様式 18) 菌床内容証明と内容調査への同意書

安心確保のためのきのこ生産標準

(様式 01)

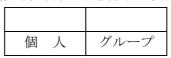
認証登録申請書

平成 年 月 日

財団法人 日本きのこ研究所

殿

該当する方に○を付けて下さい。



住所

グループ名 (代表者)



個 人(法人の場合法人名と代表者)



「安心確保のためのきのこ生産標準」による認証登録を、規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 栽培方法(該当する方に○を付けて下さい。)と対象のきのこ

76 H. V. H. V. B. C. V. C. C. V. V. C. V. V. C. V. V. C. V. C. V. V. C. V. V. C. V.					
	原木栽培	対象きのこ			
	菌床栽培	対象きのこ			

2. 添付資料 (添付する書類の様式番号と、それぞれについて枚数を記入して下さい。)

グループ申請用

グループ構成員名簿

たより	777 H	年		
作成日	平成	T-	月	E

グループ名	グループ代表者	
住 所	Tel	
※ 管理責任者		
次 自垤貝吐伯		
我控方法と丁稈 (業務) 区分 () 内は認証登録由請に必要た添付書類様式乗号		

	ほだ木又は菌床製造	きのこの生産	個人選別包装*1	共同出荷場*2
原木栽培	① (03, 08, 09)	② (03, 08, 09)	③ (07)	(7) (07, 08, 09)
菌床栽培	4 (05, 08, 09)	(05, 08, 09)	6 (07)	(07, 00, 09)

^{*1} 個人選別包装とは、きのこ生産を行う構成員が個人できのこを選別・小分け・包装する工程を 有している場合をいう。

例:個人でほだ木作りからきのこの生産、選別包装を行っている場合対象工程は①.②.③となる

7列:	例:個人ではた不作りからさのこの生産、選別包装を行っている場合対象工程は①,②,③となる。					
1	共同出荷場	対象工程				
	氏名 (管理責任者) Tin.	7				
	住所					
2	氏名 Tin	対象工程				
	住所					
3	氏名 TEL	対象工程				
	住所					
4	氏名 TEL	対象工程				
	住所					
5	氏名 TEL	対象工程				
	住所					
6	氏名 TEL	対象工程				
	住所					
7	氏名 TEL	対象工程				
	住所					

ほだ木・菌床製造、きのこ生産、共同出荷場の工程毎に管理責任者を選定して下さい。

^{*2} 共同出荷場とは、構成員が生産したきのこを集荷・選別・小分け・包装し共同出荷する場所。 上記工程区分表の該当する工程の番号(①~⑦)を右の対象工程欄に全て記入して下さい。

グループ申請用

グループ構成員名簿

	グループ名	グループ代表者	
*	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		
	氏名	Tel	対象工程
	住所		

[※] ほだ木・菌床製造、きのこ生産、共同出荷場の工程毎に管理責任者を選定して下さい。

^{*} 各構成員には通しの番号を付記して下さい。

安心確保のためのき				[(様式	03)
グループ申請用	原木茅	栽培2	生産設備	微要 作成	日	平成	年	月	日
生産者名				グループ名	7				
生産施設			摘	要					
ほだ場			foto	総面積				/Ia:	2)
浸水槽			箇所 冷水機の有無			ほだ木川	収容本数	(坪・r 対	
発生ハウス	槽	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		総面積					本
その他のハウス			棟	総面積				(坪·r	n²)
			棟				,	(坪·r	n²)
保有ほだ木本数 (自植分)	本	前	方年度きのこ	出荷量	生	しいた	け		t t
保有ほだ木本数 (購入分)	71.		対象期間						t
	本 自植あるいは購入接	年 種原木		年 月					t
きのこ生産に 使用する水	水道水	井戸水	(地下水)	その)他	()
※生産工程や施	記記によって使用水が	異なる	場合は、工程	湿ごとに使用		を記入っ	する。		
きのこ用農薬の使用	使用していない	1	使用するこ	ともある		いつ	も使用	してい	る
作業従事者数				人					
本生産地内で他の農	業、工業などを営ま	まれて	いる場合は	下欄に記力	いし	て下さ	ر ۱ _°		
きのこ生産以外の	の事業規模及び内容	?							
畜産									
水田									

畑作

)

その他(

その他(

)

安心確保のためのきの		出位。	生産設備	斯更			(;	様式	04,
個人申請用	<i>1</i>),(\7)	134.40 -	上/生1人 /用1	作成	日	平成	年	月	E
氏 名					Tel				
生産施設			摘	要					
ほだ場			箇所	総面積				(拉	• m²)
浸水槽	槽		冷水機の有無			ほだ木川	又容本数	(7)	本
発生ハウス	18		棟	総面積				(拉	• m²)
その他のハウス			17%	総面積				()+	- 111)
C 07 (E 07) 17 71			棟					(坪	• m²)
保有ほだ木本数 (自植分)	-1-	前	万年度きのこ	出荷量	生	しいたり	ナ		t
保有ほだ木本数	本	_	対象期間	1					t t
(購入分)	本	年	三 月 ~	年 月					t
*直近2年分の自相	直あるいは購入接種)	原木の	合計本数						
きのこ生産に 使用する水	水道水	井戸オ	(地下水)	そ0	D他	()
※生産工程や施設は	こよって使用水が異れ	なる場	合は、工程こ	ことに使用	水を	記入する	5 。		
きのこ用農薬の使用	使用していない		使用するこ	ともある		いつも	ら使用し	してい	る
作業従事者数				人					
 本生産地内で他の農業	 美、工業などを営ま	まれて	 いる場合は ⁻	下欄に記え	しし	て下さい	√ \ ₀		
きのこ生産以外の)事業規模及び内容	ř							
畜産									
水田									
畑作									

その他(

)

安心確保の	のためのき	のこ生産標準	栽培生産設備	柳更				(様式	05)
グループト	申請用	四/八/			F成日	平成	年	月	日
生産者名				グルー	プ名				
生産			摘	要					
培地沟	混合機	設置台数		最大調	制製量			/1	• m³)
殺国	菌釜	設置台数		容積					• 111)
放		面積 (47)	2)	殺菌灯	の有無			m³	
		面積	・m ²) 殺菌灯の有無	前室				殺菌灯	の有無
接種	種室	(坪 接種機の有無	• m²)	清浄機	色の有無	(坪	• m²)		
	専用)室 ウス)	棟	総面積	- m²)	容菌床数	ξ		空調方式*	;
	生室 ウス)	棟	総面積		字菌床数		:	空調方式	:
	* 空調力	P 1	完備,②夏季冷房の): 冬	季暖房の	み, ④):なし	
年間接種	種菌床数	個	前年度きのこ	出荷量	生	Eしいた	け		t t
年間購	入菌床数	Щ	対象期間						t
		個	年月~	年	月				t
	生産に 用する水	水道水 す		7	との他	()
※生産工	二程や施設に	よって使用水が異な	る場合は、工程ごと	とに使用	水を記	己入する。			
農薬の	の使用	使用していない	使用するこ	ともあ	る	いつ	も使用	してい	る
作業従	羊事者数		人						
本生産地区	内で他の農	業、工業などを営る	まれている場合は	下欄に	記入し	て下さ	い。		
きのこ	工生産以外	の事業規模及び内容	\$						
Ē	畜産								
7	水田								
· ·	畑作								

安心確保のためのき		北京大学	m' aus'				(様式	06)
個人申請用	国	栽培生産設備概		戊日	平成	年	月	日
氏 名				TEL				
生産施設		摘	要					
培地混合機	設置台数		最大調製	量			4-	
殺菌釜	設置台数		容積					• m³)
放冷室	面積	/ LTT 2\	殺菌灯の	有無			m³_	
	面積	(坪・㎡) 殺菌灯の有無	前室				殺菌灯	の有無
接種室	(坪 接種機の有無	• m²)	清浄機の	有無	(坪・	· m²)		
培養(専用)室		総面積	収容菌	菌床数			空調方式	•
(ハウス) 発生室	棟	(坪· 総面積	m ²) 収容菌	菌床数			空調方式	•
(ハウス) * 空調		(坪・ 完備, ②夏季冷房の		: 冬季	を暖房のる			
年間接種菌床数		前年度きのこと	H.荷鲁	生	しいたり	け		t
同以E四/下级	個	対象期間						t
年間購入菌床数	個	年月~	年月	1				t t
きのこ生産に 使用する水		井戸水(地下水)	その	の他	()
※生産工程や抗	│ 施設によって使用水が	異なる場合は、工程	ごとに使	を 用力	くを記入っ	する。		
農薬の使用	使用していない	使用すること	ともある		いつす	も使用	してい	る
作業従事者数		人						
大生産地内で他の農	上 農業、工業などを営る	まれている場合は7	下欄に記	入し	て下さ	い。		
きのこ生産以外	の事業規模及び内容	\$						
畜産								
水田								
畑作								
その他()							-

(様式 07)

きのこ選別・出荷関連設備

生産者又は 管理責任者名		グ	ループ名		
きのこ選別・包装・伊					
選別・包装室		(坪·㎡)			
コンベアー	設置台数				
計量機	設置台数				
包装機(シール・ラッピングなん	設置台数				
保冷庫	設置台数		面積·容積		
年間処理量		(t)			
付属設備(設備を有し	ている場合記入)				
事務所		(坪・㎡)			
休憩室		(坪・m²)			
食堂		(坪·m²)			
トイレ	^{仕様} 水洗	その他			
特記事項					

生産設備配置図

生産者名		グループ名	
施設内におり	ける各設備の配置図		

生産者名		クルーソ名	
施設内におり	ける各設備の配置図		
N			

生産施設周辺図

生産者名	グループ名	

生産者名			グループ名	
	図(特に、i	丘くに畜産施設や工場	景などがある場合	合記入する)
N 				

安心確保のためのきのこ生産標準

(様式 10)

認証登録更新申請書

平成 年 月 日

財団法人 日本きのこ研究所

殿

該当する方に○を付けて下さい。



住所

グループ名 (代表者)



個 人(法人の場合法人名と代表者)



「安心確保のためのきのこ生産標準」による認証登録の更新を、規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 栽培方法(該当する方に○を付けて下さい。)と対象のきのこ

原木栽培	対象きのこ
菌床栽培	対象きのこ

2. 添付資料 (添付する書類の様式番号と、それぞれについて枚数を記入して下さい。)

認証登録審査同意書

認証申請を行うにあたり下記の事項について同意します。

- 1.安心確保のためのきのこ生産標準認証システムについて、趣旨を理解し、規定その他によって決定される一切のことに従います。
- 2.審査に要した費用については、認証の合否に関わらず、請求に従って支払います。
- 3.申請書には、ありのままを記入し虚偽の記入は行いません。
- 4.申請書についての質問には、誠意をもって回答します。
- 5.改善指導に対しては、真摯に取り組みます。
- 6.審査にあたり、必要な場合施設内に立ち入ることあるいは利用することを認め、便宜を図ります。
- 7.審査に必要な書類やデータについて、要求があれば速やかに提出します。
- 8.審査の過程で問題が発生した場合、誠意をもって協力し合い、問題の解決に努めます。

		平成	年	月	日
グループ申請者	グループ名				
	代表者名				(印)
個人申請者 (法人の場合法人名					(印)
住 所 (Tg)					

 (T_{EL})

認証後業務同意書

安心確保のためのきのこ生産標準認証後の業務実施にあたり下記の事項について同意します。

- 1.安心確保のためのきのこ生産標準認証システムについて、趣旨を理解し決められたことを遵守します。
- 2.認証に関する定められた費用については、所定の方法で納入します。
- 3.表示票の使用に当たっては、当該生産システムで生産されたきのこ以外には使用しません。
- 4.(財)日本きのこ研究所より改善要求事項が提示されたとき、あるいは書類等の

提出要求があったときは、速やかに対応します。

- 5.認証後、認証内容に変更がある場合は、速やかに届け出を行い側日本きのこ 研究所の指示に従います。再審査などが必要となり、費用が生じたときはこれを負担します。
- 6.出荷されたきのこに対する苦情等については、認証の有無に関わらず自らの 責任において適切な処置を行います。
- 7.安心確保のためのきのこ生産標準認証によるきのこ生産を中止する場合や、事業を廃止する場合は速やかに届け出ます。
- 8.認証業務に関して何らかの問題が生じた場合、誠意をもって側日本きのこ研究所と協力し問題解決を行います。

		平成	年	月	日
グループ申請者	グループ名				
	代表者名				(印)
個人申請者					(p)
(法人の場合法人名	」と代表者名)				
住 所					

出荷 • 販売実績報告書

					平成	年		月	目
氏 名					グループ名				
住 所					Tel				
出荷・販売実	績								
対象期間]	平成	年	月	日 ~ 3	平成	年	月	日
品 目 (きのこの種類)		出荷(共同出荷場)		販売量(直販など)			計		

グループの場合、きのこの生産を行っている者全員が、個別に記入作成して下さい。共同出荷場の管理責任者は、共同出荷した量を記入して下さい

表示票使用実績報告書

		平成	年	月	日
氏	名	グループ名			
住	所	Tel			

表示票使用実績(グループの場合は、グループ内で使用した数量をまとめて記入する。)

使用方法については、シール、包装容器あるいはダンボールに印刷などを具体的に記入する。

使用数は、出荷物への貼付数あるいは印刷した包装容器使用数など。 きのこの種類はしいたけ、なめこ等種類を記入する。

表示票の使用方法	表示票使用数	きのこの種類

安心確保のためのきのこ生産標準

(様式 15)

認証登録変更申請書

平成 年 月 日

財団法人 日本きのこ研究所

殿

該当する方に○を付けて下さい。



住所

グループ名 (代表者)



個 人(法人の場合法人名と代表者)



「安心確保のためのきのこ生産標準」による認証登録変更を、規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 栽培方法(該当する方に○を付けて下さい。)と対象のきのこ

原木栽培	対象きのこ
菌床栽培	対象きのこ

2. 添付資料 (添付する書類の様式番号と、それぞれについて枚数を記入して下さい。)

安心確保のためのきのこ生産標準

(様式 16)

認証登録中止届出書

平成 年 月 日

財団法人 日本きのこ研究所

殿

該当する方に○を付けて下さい。



住所

グループ名 (代表者)



個 人(法人の場合法人名と代表者)



「安心確保のためのきのこ生産標準」による認証登録を中止することを、規定により関係書類を添えて届け出します。

記

1. 栽培方法(該当する方に○を付けて下さい。)と対象のきのこ

原木栽培	対象きのこ
菌床栽培	対象きのこ

2. 中止の理由

3. 添付資料 (添付する書類の様式番号と、それぞれについて枚数を記入して下さい。)

接種原木内容証明と内容調査への同意書 (様式 17)

ホダ木販売業者が記入

(月 日)出荷の()について、	その内容が
以下の通りであることを証明いたします。		

医十苯唑	原木は国産で産地(県)は以下の通りです。					
原木産地						
	*産地不明の場合、重金属の分析結果を添付します。					
	水道水					
ほだ化で の散水 (使	河川水 (水道水の取水されている河川で取水口より上流域の水)					
用した水に〇)	沢水 (水源環境が安定していて農薬・化学物質等の流入は通常起こりえない沢水)					
	地下水 (重金属の分析済み(分析日 年 月 日)下欄に分析値記入)					
地下水の場合	鉛(mg/ℓ) 水銀(mg/ℓ) ng/ℓ) ng/ℓ ng/ℓ ng/ℓ と素(mg/ℓ)					
きのこ用	(使用の場合記入) 使用した農薬名					
農薬	農薬取締法を遵守したことを認めます。(印)					
	飛散・残留農薬を避けるために、以下の対策を講じました。 (印)					
	はい いいえ ほだ場では、除草剤を使用していない。					
伏せこみ 環境	はい いいえ ほだ場は農耕地から50m以上離れている。					
	はい いいえ ほだ場・原木を遮蔽ネットで覆う等の処置をした。					
	その他(具体的に)					
上記記載内容とに同意いる	容について、(財)日本きのこ研究所の求めに応じて、必要書類の提出や調査するこ たします。					

以上、	相違ありません。		平成	年	月	日	
		代表者氏名					(印)

菌床内容証明と内容調査への同意書 (様式 18)

菌床販売業者が記入

(月以下の通り)	日) 出荷の (であることを証明いた	こします。) に~	ついて、そ	の内容が
基材	原料	の原木は国産で	で産地(県	:) は以下の	の通りで	す。	
基材名							
原木産地							
	*産地不明の場合、重要	金属の分析結果	を添付しま	す。	I.		
栄養材 **ぬか・ふすまなど	原料が外国産の場合 応じて提出できます	は、産地(原)	産国)を確	笙認できる	書類を有	「しており、	、求めに
/4 C							
添加材 硫酸カルシウム など	各原料について、規 表1,3記載品のいずね				品添加物	7③有機農	産物 JAS別
	<u> </u>	Ι					
農薬	使用した農薬名						
(使用の場合記 入)		農薬取締法を	遵守した、	ことを認め	ます。(印)	
仕込み水	(水道水・地下水)	を使用しまし	た(地下水	は重金属分	が済みて	(す)。	
地下水の場合	鉛(mg/ℓ)	水銀(mg/Q) カ	ドミ (ウム	mg/Q)	ヒ素($mg/\ell)$
	分析日 平成	年 月	目		•		
培養袋	7	材質()		
衛生管理	「安心確保のための あることを証明しま		準」の衛生	三管理標準	 に従って :	製造される	 た菌床で
上記記載内線とに同意いた。	 	ぶきのこ研究所	の求めに原	芯じて、必	要書類の	の提出や調	査するこ
以上、相違	ありません。	平成	年	月	日		
	代表者	- 氏名			(印)	



~本書の内容は、予告なく改訂、変更されることがあります~